

監査結果に係る措置通知書

環 境 局																																																						
監 査 結 果 (指 摘 事 項)	改 善 措 置																																																					
<p>8 ごみ処理手数料等の収受と滞納管理 (4)①納付券の管理について</p> <p>粗大ごみ処理手数料の収納は、納付券の購入によって行われる。納付券の管理に不備がある場合、粗大ごみ処理手数料の回収を伴わない納付券の交付が発生する余地があり、納付券の管理が重要となる。</p> <p>手数料の回収を伴わない納付券の交付を防止するためには、取扱店の納付券の管理状況を管理する必要がある。</p> <p>廃棄物管理課は、粗大ごみ手数料の収納事務として、「仙台市粗大ごみ処理手数料徴収実績等報告書兼委託料領収書」により、手数料金額の集計・管理は行っているものの、取扱店の納付券の在庫管理についての管理は実施していない。</p> <p>仙台市粗大ごみ処理手数料徴収実績等報告書兼委託料領収書を閲覧したところ、平成19年4月から9月の各月の販売枚数につき一部の取扱店から下表のように報告がなされていた。</p> <p>(単位：枚)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>取扱店</th> <th>券種</th> <th>4月</th> <th>5月</th> <th>6月</th> <th>7月</th> <th>8月</th> <th>9月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">A社 ((株)デイリーヤマザキ)</td> <td>400円券</td> <td>490</td> <td>310</td> <td>410</td> <td>510</td> <td>310</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3000円券</td> <td>6</td> <td>10</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>2</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">B社 ((株)ファミリーマート)</td> <td>400円券</td> <td>3,710</td> <td>3,350</td> <td>3,530</td> <td>3,100</td> <td>3,450</td> <td>3,100</td> </tr> <tr> <td>3000円券</td> <td>35</td> <td>30</td> <td>10</td> <td>45</td> <td>25</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">C社 ((株)サークルケーサンクス)</td> <td>400円券</td> <td>2,510</td> <td>2,240</td> <td>2,160</td> <td>2,070</td> <td>2,270</td> <td>2,300</td> </tr> <tr> <td>3000円券</td> <td>35</td> <td>15</td> <td>40</td> <td>35</td> <td>20</td> <td>20</td> </tr> </tbody> </table> <p>A社((株)デイリーヤマザキ)の3000円券を除き、いずれの販売枚数も、400円券の1綴り10枚、3000円券の1綴り5枚の整数倍となっている。毎月の販売枚数が綴り枚数の整数倍となるとは通常考えられず、上記3社の管理は綴り単位となっていると推測され、適正な在庫管理がなされているか、すなわち、納付券の受入、店頭での販売、破損・汚損枚数による受払が、手許残枚数に整合しているかどうか疑念がある。この状況は、取扱店の納付券の管理状況を管理することの重要性を示しており、他の取扱店についても納付券の受払処理が適正に行われているかどうか確認する必要があると認められる。</p> <p>具体的には、</p> <p>○ 定期的に取扱店から納付券管理簿の</p>	取扱店	券種	4月	5月	6月	7月	8月	9月	A社 ((株)デイリーヤマザキ)	400円券	490	310	410	510	310		3000円券	6	10	2	2	2		B社 ((株)ファミリーマート)	400円券	3,710	3,350	3,530	3,100	3,450	3,100	3000円券	35	30	10	45	25	30	C社 ((株)サークルケーサンクス)	400円券	2,510	2,240	2,160	2,070	2,270	2,300	3000円券	35	15	40	35	20	20	<p>年1回、各取扱店から「仙台市粗大ごみ処理手数料等出納簿兼徴収実績日報」を徴収し査閲するとともに、取扱店のうちから数社を抽出して現地調査を実施することとした。</p> <p>また、平成19年6月以降、破損・汚損等により返送された粗大ごみ処理手数料納付券については、回収後速やかに2穴パンチ処理を施し使用不能にした上で、まとめて廃棄処分している。</p> <p>出納簿兼徴収実績日報の徴収・査閲 平成21年1月23日～2月19日 取扱店の現地調査(5社) 平成21年1月28日～2月19日</p>
取扱店	券種	4月	5月	6月	7月	8月	9月																																															
A社 ((株)デイリーヤマザキ)	400円券	490	310	410	510	310																																																
	3000円券	6	10	2	2	2																																																
B社 ((株)ファミリーマート)	400円券	3,710	3,350	3,530	3,100	3,450	3,100																																															
	3000円券	35	30	10	45	25	30																																															
C社 ((株)サークルケーサンクス)	400円券	2,510	2,240	2,160	2,070	2,270	2,300																																															
	3000円券	35	15	40	35	20	20																																															

写しを徴収し，受払の適正処理について査
閲する

○ 定期，あるいは随時取扱店に出向
き，現物と納付券管理簿残高を照合する
等の管理手続を実施すべきである。

また，破損・汚損等の理由で廃棄物管理
課管理係へ返送された粗大ごみ処理手
料納付券については，不正使用等を防止
するため裁断等の方法により，回収後速
やかに使用不能な状態にする必要があ
ると思われる。